



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

株 式 会 社 ジ ー テ ク ト

代 表 取 締 役 社 長 菊 池 俊 嗣

(コード番号：5970 東証一部)

問 い 合 わ せ 先

取 締 役 常 務 執 行 役 員

事 業 管 理 本 部 長 吉 沢 勲

T E L 048-646-3400

役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること及び当社取締役及び執行役員に対し信託を用いた新たなインセンティブ・プランとして業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 4 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を今年の 3 月末日をもって廃止することといたしました。

また、4 月以降も引き続き在任する取締役及び監査役については、3 月末日までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打ち切り支給時期は各取締役及び各監査役が当社の役員を退任した時といたします。

2. 本制度導入の目的

当社は、当社取締役（社外取締役、監査役は本制度の対象外とします。以下同じ。）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。また、取締役等が実際に株式の交付を受けるのは原則として退任時となります。

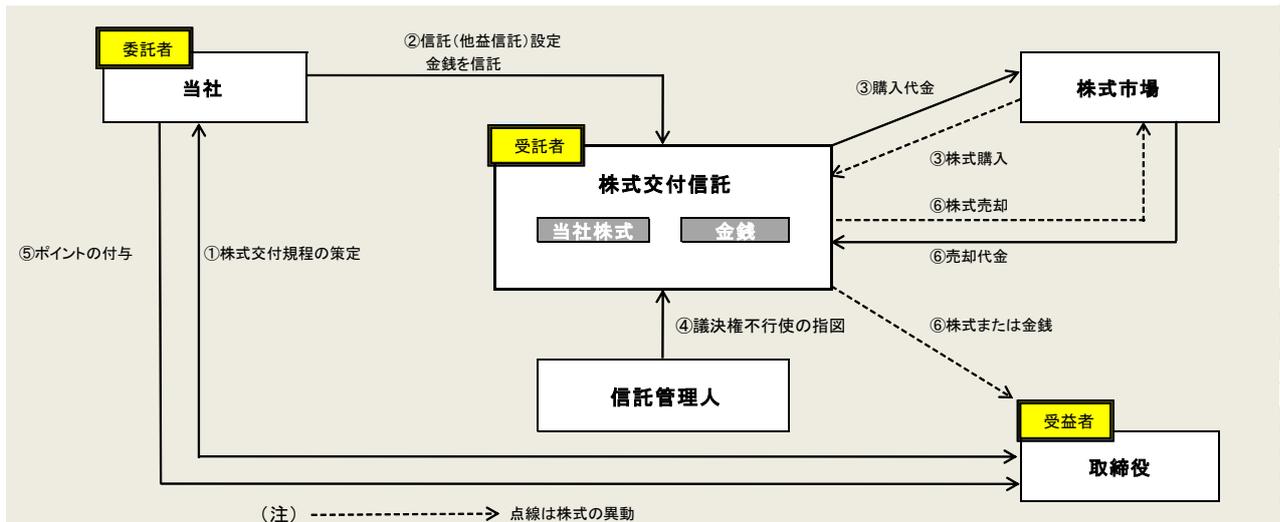
3. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」という。）を設定し、本信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得をおこない、当社取締役等に対し、当社

取締役会が定める株式交付規程に従って、その役位及び経営指標に関する数値目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であります。当社取締役会は、株式交付規程に従い、本制度の対象となる期間において毎年所定の月に、ポイント算定の基礎となる金額を定め、それに応じた当社株式を当社取締役等が退任した場合に交付することとなります。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等に対し株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役等を受託者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金分の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（株式市場を通じて取得します）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ あらかじめ定めた株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。当社は付与したポイントに見合った役員報酬（受託者が取得した株式の取得単価で計算）を計上します。
- ⑥ 株式交付規程の要件を満たした受益者は、退任時に受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めることにより交付する株式を市場にて売却し、その一部を金銭にて交付することができます。

(2) 信託の設定および信託金額

本株主総会で、本制度の導入に関する議案についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（4）及び（5）に従って交付を行うために必要となる見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために、必要となる資金をご承認が得られた役員報酬の範囲内で拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（3）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入に関する議案についてご承認が得られた場合、当社は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3

事業年度（以下「当初対象期間」という。）における当社取締役等の報酬等に関し、別途定める信託期間において、本制度に基づく当社取締役等へ株式の交付を行うための株式取得資金として、350百万円を上限として（但し、当社取締役に対する報酬相当額としては、うち230百万円を上限とします。）本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、あらためて株主総会に付議することといたします。

（3）当社株式の取得方法及び当社取締役等に交付される当社株式の数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（2）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてこれを実施いたします。株式市場を通じて株式を取得することから、株式の希薄化に関する懸念はございません。

本信託により取締役等に交付される当社株式数の上限は、当社が本信託に拠出する金員の上限額である350百万円を、本信託が当社株式を取得する価格の平均値（1円未満の端数は切り上げる。以下「基準株価」という。）で除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨てる。）とします。

当初対象期間については本信託設定後遅滞なく当該上限額の範囲内において当社株式を取得するものといたします。

なお、ご参考として、平成27年4月の取引所金融市場における当社株式の各日の終値の平均価格である1,161円を基準価格とした場合、取締役等に付与される1年当たりのポイント数の上限は約100,400ポイント（取締役等に付与される1年当たりのポイント数の上限は約66,000ポイント）となり、取締役等が本信託から交付を受けることができる株数は、かかる上限ポイント数に相当する株数となり、対象期間において、本信託が取得する株数の上限は、当初対象期間の年数（3年）を乗じた株数である約301,200株（平成27年3月31日現在の発行済株式総数の約0.69%の水準）となります。

（4）各取締役等に付与されるポイント数の算定方法

当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、毎年3月末の各取締役等に応じた役位係数、及び当社の定める経営指標に関する数値目標に対する達成度で構成される業績連動係数により算出された値を、基準株価で除して得られる数値（小数点以下の端数は切り捨てる。）をもって、当該取締役等に対して交付するポイント数といたします。

なお、各取締役等に付与されるポイントは、下記（5）の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様によるご承認の決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（5）株式交付時期

受益者要件を充足した当社取締役等は、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（4）で付与を受けた確定ポイントに相当する当社株式等について、本信託から交付を受けることができます。

（6）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社取締役等から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（7）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めるところにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附されることとなります。

(ご参考)

【本信託の概要】

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役等のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 27 年 6 月末日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 27 年 6 月末日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 27 年 6 月末日（予定）～平成 30 年 9 月末日（予定）

以 上